

第38回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2008年9月2日(火) 16:30～17:10
2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室
3. 出席者 原子力委員会
近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員
経済産業省
原子力政策課 高橋課長
内閣府
土橋参事官、瀧上企画官、牧参事官補佐
4. 議 題
 - (1) 日本政策金融公庫による原子力分野における先進国向け投資金融について
 - (2) 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
 - (3) 平成21年度原子力関係経費概算要求額総表(速報値)
 - (4) その他
5. 配付資料
 - (1) 日本政策金融公庫による原子力分野における先進国向け投資金融について
 - (2-1) 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
 - (2-2) 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について(案)
 - (3) 平成21年度原子力関係経費概算要求額総表(速報値)
 - (4) 第35回原子力委員会定例会議議事録
 - (5) 近藤原子力委員長 尾崎高知県知事訪問について

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、第38回の原子力委員会定例会議を始めさせていただきます。

本日の議題は、一つ目が、日本政策金融公庫による原子力分野における先進国向け投資金融について、御説明いただくこと。二つ目が、原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について、御報告、御決定いただくこと。それから三つ目が、平成21年度原子力関係経費概算要求額の総表の速報値を御紹介いただくこと。四つ目、その他となっています。よろしく願いいたします。

それでは、最初の議題、お願いします。

(1) 日本政策金融公庫による原子力分野における先進国向け投資金融について

(土橋参事官) それでは、最初の議題は、経済産業省から高橋原子力政策課長にお出でいただいています。よろしく願いします。

(高橋課長) それでは、御説明させていただきます。資料第1号に基づいて御説明させていただきます。

御説明させていただくものは、日本政策金融公庫による原子力分野における先進国投資金融についてでございます。御承知のとおり、1. にございますけれども、アメリカなどの先進国においてもこの原子力ルネサンスという流れの中で、特に地球温暖化、エネルギーセキュリティの観点から原子力の建設に向けた動きが加速をしております。特にアメリカは現在104基の原子力発電所があつて、世界最大の原子力国でございますけれども、アメリカでも30年ぶりの原子力発電所の新規建設に向けて現在30基以上の計画が出てきております。そういう意味では世界最大の開かれた原子力のマーケットでもあるということでございます。

また、日本の原子力産業とアメリカの原子力産業の連携も相当進んでおりますので、そういう意味では、日本にとっても非常に大事な地域ということでございます。

一方、現状でございますけれども、30年ぶりの原子力発電所の新設ということで、原子力の金融界から見たリスクというものもございまして、特に30年ぶりの原子力発電所のファイナンスについて金融界も非常に躊躇をしておりますので、それが一つのネックになっているという状況でございます。

アメリカ政府もこういった状況の中で、また後ほど説明させていただきますけれども、エネルギー省が債務保証制度を設けて、その後押しをしております。

それで、2. でございますが、日本にとってこれの意味付けということでございますけれども、おかげさまで日本の原子力発電所は原子力委員会の御指導の下、これまで国内建設を通じて技術力を維持・蓄積、向上を図ってきてございます。そういった中で日本のメーカーに対する世界的な期待も非常に高いわけでございます。

一方この先を見渡しますと、地球温暖化の問題で原子力の利用を進めなければいけないわけですが、全体的な需要の伸びもそれほど大きくないこともございまして、以前よりは原子力発電所の国内新設は数が限られてきている中で、日本の産業の技術を生かしたこの国際展開が原子力産業の競争力の維持・強化のために一番大事な課題となっております。

また、これは御案内のとおりですけれども、原子力発電はいわゆる高度な技術によってエネルギーを取り出し確保していく側面がございまして、原子力産業の技術を維持していく、競争力を維持していくことはエネルギー安全保障の観点からも重要だという認識をしております。

2 ページ目でございます。そういった中で日本とアメリカのそれぞれのこういった事情の中で、日米間では政策協調が進められておりまして、昨年4月に日米原子力エネルギー共同行動計画が日米間で合意されておりますけれども、それに基づいて様々な経済協力が進められております。その中で、アメリカ政府としてはアメリカ国内の新規原子力発電所の建設のためにエネルギー省が債務保証制度を実施することを表明しております。2年間で約2兆円、185億ドルの債務保証の枠を用意しております。今原子力発電所の新設に1基5,000億とか6,000億とか、ときには1兆という数字が言われることもありますけれども、非常に巨額な数字のプロジェクトになるということで、この185億ドル、約2兆円の枠では限界があるということで、アメリカ政府はJ B I Cなどの日本の公的金融機関との協力に相当程度高い期待をしております。

また、日本にとってもアメリカ市場で日本の産業が関与する形で新規建設が進むことは日本の利益になるということでございます。また、アメリカが地球温暖化問題にコミットする上でも非常にプラスになるということで、今年の6月でございますけれども、青森でG8のエネルギー大臣会合が開かれました際に、日米のバイ会談を開きまして、そこで日米原子力共同声明を発出しまして、日本とアメリカがアメリカの債務保証制度、日本のJ B I Cなどの公的金融と協調しながらサポートする声明を出しております。

その後、こういった流れを踏まえまして、政府部内では経済成長戦略大綱の諮問会議でこの方針が了承されておりますし、また骨太方針でも広い意味での原子力の国際協力を進めて

いく、国際展開を進めていくことの方針が確認されております。

そういったことを踏まえまして、財務省とも連携をとりながら、日本政策金融公庫、現在では国際協力銀行と言われる組織でございますけれども、この10月にほかの政府系の金融機関と統合されまして、日本政策金融公庫に改組されることになっておりまして、その10月から発足する日本政策金融公庫では、原則として先進国向けの公的金融は行わないことになっておりますけれども、法律上国際競争力の向上のために特に必要とする場合は政令を制定することによって、先進国向けのいわゆる投資金融が可能ということになっております。

この投資金融というのは、2ページ目の下にスキームがございますけれども、日本の企業が出資する企業体が原子力発電所の建設・運転等を実施する場合に、JBICが融資を行うと、括弧してアンタイトと書いてありますけれども、必ずしも日本の資機材とはリンクしているという制度ではないのですけれども、日本の企業が出資するプロジェクトについて融資をするという仕組みが、先週の26日の閣議で政令が閣議決定されて、10月から発足する日本政策金融公庫の業務として認められることになったわけでございます。

原子力分野におきまして特別の仕組みを設けて日本の国際競争力、広い意味ではエネルギーセキュリティ、環境にもプラスになるということで、こういう方針ができ、財務省初め関係者の方々には御協力いただいたことを改めてここで感謝を申し上げたいと思います。

これから具体的にアメリカのDOEの債務保証制度への申し込みが始まっておりまして、その第1回の締め切りが9月29日ということになっています。それと歩調をあわせる形でJBICの投資金融、それから今日は御説明しておりませんが、日本貿易保険の貿易保険の制度とも連携しながらアメリカの新規建設に向けて協力を進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をどうぞ。

田中委員。

(田中委員長代理) この手のことは、余り詳しくはないのですが、原子力発電のように長期に多額のお金を必要とする場合、企業がそのリスクを全部背負うのは、いろいろ難しい点があると思うのです。それで、原子力発電のこれからの特徴は、いろいろ途上国の計画もありますけれども、実際にはアメリカを代表とする大きな国での発電なので、これが契機になって日本の技術力が原子力発電設備に生かされて、それがいろいろな国で、日本の位置の

向上につながるという意味では非常に結構なことと思います。

それで、差し支えなければ、どの程度の額を補助されるのか教えていただけませんか。差し支えあったら結構です。

(高橋課長) 今日はJ B I Cの方もお越しになっていますけれども、それぞれの案件において、これはいわゆる制度ができたということですので、実際具体的な案件に対して融資をするかどうかというのは、金融上の判断になります。ちゃんとしたプロジェクトかどうかとか、採算性はどうかとか、ちゃんとやっていけるかどうかとか、それは金融上の判断としてはもちろん、当然行われることですので。したがって、予めボリュームとしてどれぐらいまでやれるのかは、案件次第というところもあるかと思います。

(田中委員長代理) D O Eとバランスが違うということではなくて、ある程度出せるというイメージが分かれば。

(高橋課長) ええ、これは案件によって全然違います。特別な案件を想定して申し上げているわけではございませんけれども、例えば全体のプロジェクトコストが100とすると、当然プロジェクト実施主体は自分でお金を用意する部分が何割かあるわけで、残りの何割かをアメリカのD O Eの債務保証制度がある程度カバーして、それ以外の部分については、例えばJ B I Cと貿易保険でカバーするというイメージになると。全体100のうち3割とかぐらいが実施主体でやるとして、残りの部分をアメリカのD O Eと日本とで分け合う、そういうイメージがティフィカルには想定できるということです。これは全部案件によって違いますので、あらかじめ積み上げていくということにはならないと思います。

(近藤委員長) ほかに。

広瀬委員。

(広瀬委員) 「アンタイドで日本企業が」というところがよく分からなかったのですが、御説明いただきたいのですが。

(高橋課長) 分かりました。このアンタイドと申しますのは、要するにJ B I Cが融資をするに当たって、日本からの資機材の調達を条件としていないということ。要するに日本からの輸出についてファイナンスをするということではなくて、このプロジェクトを推進する必要な経費についてみるということです。

(広瀬委員) それも日本企業ですか。

(高橋課長) 日本企業が出資しているものが対象ですので、場合によっては、もちろん日本から資機材が輸出されることも想定はされますけれども、それが条件になっていないという融

資です。とお考えいただければと思います。

これに対応する概念は「タイド」という言い方、いわゆる「ヒモ付き」というやつですね、これは日本から資機材が輸出されることを前提に、その輸出代金の部分について融資をするというのがいわゆる「タイド」というものです。アンタイドはそういう前提、条件付けがそうになっていないという融資です。

(近藤委員長) 松田委員。

(松田委員) 素朴な疑問ですけれども。本当に素人のような質問ですが、貸し倒れにならないのかなというのが一つ心配なのと。

それともう一つは、この前高橋課長が御苦労いただいたサミットで3 Sを前提とした国際イニシアティブの取組を開始することが決まりました。この先進国向け投資金融についてもそれを条件にしていけば、日本の3 Sの取組が国際社会に向けて広がっていくきっかけになるのではないのでしょうか。今は国際社会に向けて北海道サミットの宣言文に盛り込まれた3 Sのキーワードを国際社会にどんどん言っていくことが大事かなと思っています。このお仕事の中でもそれほどこかで文言に書いていただければありがたいと思います。

(高橋課長) 分かりました。貸し倒れの問題につきましては、これは当然融資するJ B I Cが貸し倒れないように審査をするということでございます。その前提というのは、アメリカの政府もローンギャランティをするということは、貸し倒れた場合にはそれだけリスクがあるということですので、ある意味では、これはアメリカの政府も本気でやるし、それに対して日本もそれぞれリスクを判断した上でやっていくということになるかと思っています。その辺は多分J B I Cさんの実施当局の日本政策金融公庫さんもきちっと評価されるということになるかと思っています。

それから、3 Sの関係で今お話ございましたけれども、アメリカは原子力の先進国ですので、私どもが基盤的な支援をするという国ではございませんけれども、途上国におきましてはこれから原子力発電を導入する場合には、3 Sを含む導入のための人材育成を初めとした基盤整備というのが重要になってきます。

その上で、金融面でも途上国においては原子力発電所を導入するに当たって、長期の資金でございますので、公的なファイナンスに対する要望も強うございますので、そういったものについては日本としては単にお金だけじゃなくて、基盤的な支援、それから産業としてのサポート、それから金融としての支援も組み合わせながら、日本の技術が海外に貢献し、かつそれが日本全体の国としての国益につながる形で原子力も活用していけたらと考えており

ます。

(近藤委員長) それでは、私からもひとこと。原子力委員会は3月に取りまとめましたビジョン懇談会の報告書におきまして、今高橋課長がおっしゃったところについて我が国としても取り組むべしとしたところでありますので、これは、それにいわば呼応する形での取組の決定と評価できるのかなと思います。

それから、これは確認ですけれども、特にアメリカに関しては融資保証という制度を用意したのは、原子力に経済性のゲタをはかせるという趣旨ではなくて、本来経済性に関しても競争力はあるんだけれども、しばらく発注がなかったために、制度がスムーズに運用されるかどうかという政府サイドの不確実性に係るリスクが高まって参入障壁が高くなっているところについて、そうした不確実性が特に高い最初の何基かについて政府が投資回収可能性をギャランティする、そういう趣旨だったわけですね。

つまり、この制度は市場における競争関係を変えるものではないということ、米国においてはこの認識がこの制度の非常に重要な前提であるところ、日本政府のこの取組は、この点の整理というか哲学がどうなっているのか。アメリカにお付き合いするコンセプトである限りにおいてはその哲学を共有するということになるのかかと思いつつ、米国に限らない、より一般化した制度でもあるところ、委員会はよい技術を世界が共有できるように応援することはよいことというWTO的立場を共有するものではありませんが、国際社会に対しては、どういう哲学で設計された政策と説明するのか、御教示いただければと思います。

(高橋課長) 委員長の御指摘のように、アメリカにおいてエネルギー省が様々な支援制度をやっておりますのは、今委員長からお話があったように、30年間原発の新規建設をやってなかった所以对して民間のファイナンスをする側からすると、例えば規制が変わってしまうとかいうことも含めて、予測可能性というものについての心配の度合いが高いところを、政府がギャランティする形で要するに安心させるということだと思います。

経済的な条件で原子力が劣後にあるものを無理に引っ張っていかうということでは決してなくて、そうでなければ30基も新規建設のプロジェクトが持ち上がるわけではないので。アメリカにおいて今原子力は非常に経済性がある形で稼働率もよく、ドル箱のような状況になっていますので、そういったところを政府の政策の不確実性をオフセットするという形でDOEもサポートしているということだと思います。

それに対して日本の立場でございますけれども、アメリカと連携をする形でこの先進国向けの、途上国はまた別の論理でございますけれども、市場の中で日本とアメリカが連携をす

るという形でこれを進めることは、アメリカのマーケットの中で日本企業が活躍をするということで、これは日本にとっても利益でございます。貸し倒れという御質問がありましたけれども、ここはアメリカの政府のコミットメントと日本が政策的に協調していくという形で貸し倒れについても配慮しながら進めていくということで、お人よしで単にやっつけているということでは決してないと私どもも理解しております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、御説明ありがとうございました。これで終わります。

(高橋課長) ありがとうございます。

(近藤委員長) それでは、次の議題。

(2) 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について

(土橋参事官) 二つ目の議題でございますが、放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価でございます。これは事務局から説明をさせていただきます。渚上企画官より御説明をさせていただきます。

(渚上企画官) それでは、政策評価部会で放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について御審議をいただきまして、報告書がまとまりましたので、御報告申し上げます。

まず、資料2-1でございますが、一番頭のところは政策評価部会長から原子力委員会委員長宛ての報告の文書でございます。次のページから報告書の本体になっております。

2ページのところの中段でございますけれども、今回政策評価部会では原子力政策大綱の第2章の2-3の「放射性廃棄物の処理・処分」に示された基本的考え方の妥当性を評価する観点から、関係行政機関などからその取組についてヒアリングを実施いたしました。

また、この分野、当面する重要課題について、国民の皆様方や有識者の方々から御意見を聞きまして、それを踏まえまして関係行政機関などが今後の取組を進める際に留意すべきと考えられたところを提言としてまとめ、それを含めてその基本的考え方の妥当性の評価をしていただいたというものでございます。

目次のところを見ていただきますと、「第1章 はじめに」に続きまして、「第2章 評

価作業」では評価作業の内容について。「第3章 結論の整理及び評価」ではそれぞれのテーマについて議論の整理及び評価。それから、「第4章 結論」で結論という章立てになっております。

それで、審議の経過でございますけれども、この報告書では44ページのところに書いてございます。簡単に御紹介いたします。今年の1月から審議が始まりまして、第20回、21回、22回とそれぞれ関係省庁、それから関係機関等からのヒアリングを実施いたしまして、それを踏まえた議論も第22回に実施をしております。

その後、3月31日に「ご意見を聴く会」ということで、仙台市で開催をしております。ここでは、財団法人みやぎ・環境とくらしネットワークの事務局長でありますとか、東北大学の大学院の准教授から御意見を聴いたりしております。

その後、第23回、4月でございますけれども、ここでも有識者の方ということでNPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長の崎田裕子氏、それから慶應義塾大学の法学部教授の片山善博氏から御意見を伺っています。

その後、第24回に報告書の案を策定いたしまして、これについてパブリックコメントを7月4日から1カ月間かけまして、広く御意見を頂いております。

その後、8月20日、第25回の部会で、パブリックコメントで頂いた意見への対応について御審議いただき、今般この報告書を取りまとめたところでございます。

御審議いただいた部会の委員の方々は、46ページに載せてございます。内容につきましては、この評価部会の委員として原子力委員会の委員の皆様にも御参加をいただいておりますので詳細は省略をさせていただきます。

最後の評価の章が39ページでございます。関係行政機関からその取組をヒアリングしたわけでございますけれども、それぞれの機関は大綱に示された基本的考え方に沿ってその取組を進めてきていると評価されています。また、原子力政策大綱が示している基本的考え方についても、この39ページの冒頭の中段あたりから書いてございますけれども、引き続き尊重されるべきと考えていますということで、妥当であるという判断がされております。

ただ一方、同時に、大綱の目指すところが実現されるためには、関係行政機関が今後取組をしていくに当たって留意すべき点があるということで、それ以降、(1)からその点について提言を頂いております。

この提言、詳細な御説明は省略させていただきますけれども、この分野については国民の理解、またそれが安全になされるということについて知る、そういった機会を充実すること

が重要であるということが強調されておりまして、関係行政機関等に対して国民との相互理解活動の推進でありますとか、分かりやすい説明でありますとか、そのための考え方の整理というものを求めています。

また、技術開発であるとか研究開発、それから人材育成、技術的能力の蓄積でありますとか、それを実現するための組織の体制整備というものもこの中で求められております。

以上が報告書でございますけれども。この報告書を受けまして、原子力委員会として委員会決定をしたいということで、その案について委員の先生方とも御相談させていただいたところでございますけれども、その案というものを資料2-2ということで用意をいたしております。

それでは、その案について読み上げさせていただきます。

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する
取組の基本的考え方の評価について（案）

平成20年9月2日

原子力委員会決定

原子力委員会は、本日、政策評価部会から「原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について」と題する報告書を受領した。同部会は、「原子力政策大綱」第2章2-3「放射性廃棄物の処理・処分」に示された基本的考え方を尊重して行われている放射性廃棄物の処理・処分に関する取組について関係行政機関等からヒアリングを行うとともに、この分野の当面の重要課題について国民や有識者の意見を聴き、それらを踏まえてこの基本的考え方の妥当性の評価を行っている。その結果、今後のこの取組の推進に当たっては、原子力政策大綱に示された基本的考え方は引き続き尊重されるべきとした上で、この基本的考え方の目指すところを一層確実に実現するために関係行政機関等が留意すべきところを提言として取りまとめている。

当委員会は同報告書の内容は妥当と判断し、関係行政機関等には、放射性廃棄物の処理・処分に関する取組を、引き続き原子力政策大綱に示した基本的考え方を尊重するとともに、同報告書の提言にも留意しつつ推進することを求める。

なお、当委員会は、以上の認識に基づいて、毎年度決定する原子力研究、開発及び利用に関する経費の見積りについての審議等の機会に関係行政機関等の取組状況を聴取し、必要な

対応を求めていくこととする。

以上

事務局からの説明は以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、以上の御説明並びに決定の案文について御質疑をお願いいたします。

松田委員。

(松田委員) この廃棄物の政策評価は、これから原子力廃棄物の問題の新しい方向性を示したものだと考えます。そこでは、廃棄物問題は今まではいわゆる行政とか関係者で頑張ってきましたけれども、これからはもうそういう時代ではなくて、国民全員が頑張っている問題で解決していく時代になったという気持ちでこのペーパーが出来ているのではないかと考えています。

全部大事な結論ですけれども、私の一番強調したいところは、NUMOが国民の期待に応えるようにしっかり頑張っていたらいいということ。それと、国民の目線でこの問題を考えてみますと、すでに海外では最終処分地について、ほぼ処分地が決定している先進の国々があるわけです。その方たちが社会的受容をどういうプロセスで得てきたのかをもっと研究していきたいし、それから、そのために各国に設立されている第三者機関の在り方についても考えていくことが必要ではないかと思っています。そういう意味で、41ページの⑤のところそういう方向性が示されたことについては大変大事なことを考えております。

以上です。

(近藤委員長) ほかに。

田中委員。

(田中委員長代理) 高レベル廃棄物はもちろんですけれども、この放射性廃棄物の処理・処分の問題を解決するのは原子力行政を進める上でとても重要な課題の一つで、私もこの部会には出ていましたので議論も大体承知しています。それを繰り返すことはしないつもりですけれども、この中で今松田先生からNUMOということもありましたけれども、関係、国も含めてすべての人が相当の努力をしていかないと、この問題は解決できないと、それを改めて基本的考え方の評価について原子力委員会もそのことを述べていると思います。

だから、そう簡単に高い展望が開けるかどうかは予断を許しませんけれども、引き続き最

大の課題として努力していくということを、これを機会にもう一度確認したいと思います。

(近藤委員長) ほかに。広瀬委員はよろしいですか。

(広瀬委員) 田中委員とほとんど同じ意見ですので。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、報告を了承し、その取り扱いについては2-2の資料にあるように決定することで御異議ありませんか。

はい。異議なしと認め、そのように決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の議題。

(3) 平成21年度原子力関係経費概算要求額総表(速報値)

(土橋参事官) 3番目の議題は、来年度の原子力関係経費の概算要求の速報値がまとまりましたので、それについて御説明をさせていただきます。牧補佐のほうから説明をさせていただきます。

(牧参事官補佐) 資料3号に基づきまして御説明をいたします。

原子力委員会では原子力関係経費ということで、各省庁の関係予算を集計し、毎年9月の最初の定例会で速報をさせていただいております。

まずこの3号、2.のところ、一般会計から御紹介したいと思います。一般会計は各府省別に書いてございますが、まず内閣府のところでは、幾つか書いてございますが、原子力委員会や原子力安全委員会などの運営経費等が入ってございます。内閣府全体といたしまして、4.5%増の要求となっております。

それから、総務省でございますが、これは消防庁の関係のお金でございますけれども、原子力の災害対策の拡充に関する経費等の増額要求をしております。

次に外務省でございますが、外務省ではIAEAの分担金及び拠出金という項目において大きく増額の予算要求をございまして、外務省全体といたしましては、5.4%の増要求となっております。

続きまして文部科学省の一般会計でございますが、増額のものとは減額のものいろいろございますが、放射線医学総合研究所や大学共同利用機関につきましては減額でございますが、原子力研究開発機構ですとか文部科学省の内局の予算につきましては増額となっております。文部科学省一般会計の全体といたしまして、11.3%の増額要求となっております。

続きまして次のページでございますが、農林水産省でございます。農林水産省は項目を2項目挙げてございますが、大きな予算の項目の中の内数となっておりますので、細かな数字は挙げてございません。

続きまして国土交通省でございますが、放射性物質の輸送の安全に関する経費が若干増額する状況となっております。

一般会計全体といたしましては、10.7%の増額となっております。

続きまして、特別会計でございます。特別会計のところでは立地対策と利用対策と二つございます。ここの総表の中で※印を付けた部分につきましては、経済産業省におきまして今回の集計から関係経費の範囲を若干見直したということで、昨年度行いました集計とは若干異なっている部分があることを欄外に記載してございます。

この増額、減額のところでございますが、立地対策のところでは、1.、2.の委託費は若干の減額がございますが、4.、5.の立地対策交付金ですとか立地等推進対策交付金という地方自治体に交付している交付金につきましては増額要求となっております。立地対策全体といたしましては、4.7%の増額となっております。

それから、利用対策でございます。こちらにつきましても増減いろいろございますが、主に増額をしているものとしていたしましては、例えば4.の軽水炉等改良技術試験等委託費ですとか、6.のウラン濃縮技術確立費等補助金ですとか、それから8.の原子力発電関連技術開発費補助金等の増額要求をしてございます。利用対策全体として3.8%。それから、特別会計全体といたしましては4.3%の増額要求となっております。

最初のページに戻っていただきまして、特別会計と一般会計あわせの総額でございますが、概算要求額としては約4,914億、前年度比では6%の増額となっております。こちらの原子力関係経費につきましては、大半を占めるのは文部科学省と経済産業省ですが、今後、この2省から今後ヒアリングを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

何か御質問ありませんでしょうか。

今お話のように、具体的なことについては今後ヒアリングをしてよく理解することによってよろしいですね。

それでは、どうもありがとうございました。この議題はこれで終わります。

その他議題は何かありますか。

(4) その他

(土橋参事官) 事務局のほうでは特にごさいません。

(近藤委員長) 委員の皆さんの方のほうで何か。よろしいですか。

それでは、今日は次回予定を伺って終わりにしたいと思います。

(土橋参事官) 次回予定が、9月9日、来週の10時半から、場所はこの場所と同じです。

以上でございます。

(近藤委員長) それでは、終わります。

どうもありがとうございました。

—了—